

規則

「千曲市職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年12月26日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第55号

## 千曲市職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

千曲市職員の旅費の支給に関する規則（平成15年千曲市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「第3条第5項」を「第3条第4項」に、「車賃」を「その他の交通費」に改め、「旅館その他の」を削り、「払戻しを」の後に「受けることが」を加え、同条ただし書中「車賃又は宿泊料」を「その他の交通費又は宿泊費」に改める。

第3条中「第3条第6項」を「第3条第5項」に改める。

第8条第1項中「別表第1」を「別表第2」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項第3号を次のように改める。

(3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

第7条第2項中「前項」を「前項第1号又は第2号」に、「しがたい」を「し難い」に、「同項」を「当該各号」に、「地方公共団体の長、その他当該路程の計算について信頼するに足りる旨の証明により路程を」を「前項第3号の規定に準じて」に改め、同条第3項中「郵便線路図に掲げる各市町村（都については各特別区）内における郵便局で当該」を「その証明の基準となる点で、当該」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(宿泊費上限額等)

第6条 条例第15条及び第16条に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例第16条第2項に規定する規則で定める場合は、主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき、又は公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するときとする。

(給与の種類)

第7条 条例第24条第3項に規定する給与の種類は、千曲市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年千曲市条例第42号）に規定する給与とする。

別表第2中「（第8条関係）」を「（第10条関係）」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1中「(第8条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1 (第6条関係)

宿泊手当 (1夜につき)	区分	宿泊費上限額 (1夜につき)	
		特別職	一般職
2,400円	北海道	18,000円	13,000円
	青森県	15,000円	11,000円
	岩手県	13,000円	9,000円
	宮城県	14,000円	10,000円
	秋田県	15,000円	11,000円
	山形県	14,000円	10,000円
	福島県	11,000円	8,000円
	茨城県	15,000円	11,000円
	栃木県	14,000円	10,000円
	群馬県	14,000円	10,000円
	埼玉県	27,000円	19,000円
	千葉県	24,000円	17,000円
	東京都	27,000円	19,000円
	神奈川県	22,000円	16,000円
	新潟県	22,000円	16,000円
	富山県	15,000円	11,000円
	石川県	13,000円	9,000円
	福井県	14,000円	10,000円
	山梨県	17,000円	12,000円
	長野県	15,000円	11,000円
	岐阜県	18,000円	13,000円
	静岡県	13,000円	9,000円
	愛知県	15,000円	11,000円

三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の千曲市職員の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の千曲市職員の旅費に関する条例（平成15年千曲市条例第46号。以下「新条例」という。）第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、この規則の施行の日前に改正前の千曲市職員の旅費に関する条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行については、なお従前の例による。